

京都市告示第 310 号

京都市里道管理条例第 2 条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第 4 条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 21 日

京都市長 門 川 大 作

(指定里道)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	一乗寺里0052号	左京区一乗寺松原町13番地の22地先 同町12番地の32地先	
2	太秦里0186号	右京区太秦森ヶ西町21番地の117地先 同町21番地の30地先	
3	西京極里0067号	右京区西京極畔勝町20番地の 1 地先 同町24番地の 5 地先	
4	醍醐里0120号	伏見区醍醐上端山町63番地の 3 地先 同町32番地の 3 地先	

(廃止里道)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	竹田里0002号	伏見区竹田段川原町59番地 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)